（別紙）

とっとり県政だより広告作成等要領

（趣旨）

第１　この要領は、鳥取県（以下「県」という。）において毎月発行する広報紙「とっとり県政だより」（以下「県政だより」という。）に掲載する広告の作成等について必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第２　県政だよりに掲載する広告を作成する者（以下「事業者」という。）は、この要領に定めるもののほか、鳥取県広告事業実施要綱（平成 19 年２月 16 日付第 200600171610 号鳥取県総務部長通知）及び関係法令等を遵守しなければならない。

（広告掲載紙の概要）

第３　広告を掲載する県政だよりの概要は、次のとおりである。

（１）　規格　Ａ４判、４色カラー、８ページ
　　（年に１回、ページ数を 12 ページに変更する月がある。）

（２）主な配布先　鳥取県内の各世帯、公共施設等

（３）発行部数　約 18 万８千部（増減する可能性がある。）

（４）発行日　毎月１日発行

（５）紙媒体での配布の他、県ホームページに掲載及び県公式 LINE にて配信
　　（公式 LINE 登録者数　約 16,000 人）

（広告の内容及び体裁）

第４　広告の作成に当たっては、関係法令等を遵守するほか、読者及び消費者への配慮の観点から、次の事項を満たすこととする。

（１）記事と区別するため、広告枠の左上又は右上の隅に「広告」と表示すること。（１枠を分割して複数の広告を掲載した場合、それぞれに表示すること。）その文字は、ゴシック体で 11 ポイントの大きさとし、外側を太さ 0.1 ミリメートルの黒色の実線で囲むこと。
　なお、地の色は白色、文字の色は黒色とする。

（２）広告には必ず広告主の名称及び問合せ先の電話番号を表記すること。

（３）文字の大きさは７ポイント以上 80 ポイント以下とする。ただし、個別商品の紹介に係る価格、掛金、金利などを表す数値等の文字の大きさは 40 ポイントを上限とする。

（４）読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とする。

（５）広告の対象となる商品、サービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現を用いないこと。

（６）イベント等の開催日及び申込期限又は数量制限を設ける場合は、周知期間を十分に確保するなど、消費者の商品選択の機会の付与に努めること。
　なお、開催日、申込期限等の定めがある場合は、原則として発行月の 10 日以降とすること。

（広告の提出）

第５　事業者は、次のとおり広告の内容等について県と協議の上、作成した広告を完全版下原稿により県が指定した場所に納めることとする。事業者から協議のあった内容について、県が不適当であると判断した場合は、内容の補正等を求めることがある。その場合、事業者は速やかに修正し、県に提出等しなければならない。

（１）事業者は、広告掲載月の前々月の 15 日までに掲載する広告主と広告の内容が分かる資料を県に提出する。

（２）県は、広告掲載月の前々月の 20 日までに広告主と広告の内容を決定する。

（３）事業主は、広告掲載月の前々月の 25 日までに、広告のデザイン、配色、文字の大きさ等について、県と協議する。

（４）事業者は、広告掲載月の前々月の月末までに、県との協議が済んだ完全版下原稿を県が指定するソフトウェアにより作成し、県が指定する場所に納品する。

２　前項の規定により作成する広告に関する経費は、事業者が負担するものとする。

（原稿の確認）

第６　事業者は、県政だよりの色校正に立ち会い、原稿の内容を確認するものとし、校正終了後に原稿の内容変更を求めることはできないものとする。

（掲載の確認）

第７　県は、広告掲載月の前月の末日までに広告を掲載した県政だよりを事業者に提出し、広告掲載の確認を得るものとする。